

静岡県障害者差別解消条例の改正について

(障害者支援局障害者政策課)

1 概要

- ・ 障害者差別解消法の改正法が令和 6 年 4 月 1 日に施行される。
- ・ 改正法の施行にあわせ、本県の障害者差別解消条例を改正する。
- ・ 令和 5 年 12 月 1 日から 12 月 22 日までパブリックコメントを行い、2 者から 4 件の意見があった。
- ・ パブリックコメント終了後、最終条例案を令和 6 年 2 月議会に提出し、可決された。
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日より、改正静岡県障害者差別解消条例が施行される。

2 法改正内容

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（これまでは努力義務）
- (3) 差別解消のための支援措置の強化（人材の育成又は確保、情報収集、整理及び提供）

3 主な条例改正の内容

内容	理由
事業所における合理的配慮の提供を義務化	法改正に準じて改正
新たに相談の解決を図ることができるよう人材の育成確保について明記	法改正に準じて項を追加
新たに差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供を図ることについて明記	法改正に準じて改正

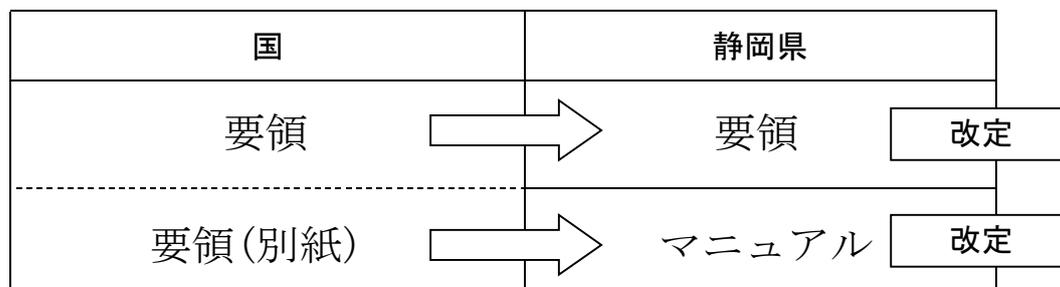
※その他、他条例の記載方法に準じて、条文にある「女性」「男性」の記載に関して、「性別」と変更

4 条例改正を踏まえた取組

- ・法改正及び条例改正にあわせて、合理的配慮の提供の義務化に関し、より一層の周知広報を行った。
- ・次年度以降は、人材の育成確保、情報収集や、整理及び提供に関しても取り組んでいく。

法改正内容	取組
<p>国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>障害者差別解消法に関する質問や相談を適切な自治体や各府省庁の相談窓口につなげる「つなぐ窓口」の設置（内閣府）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・各所管省庁における業種別対応指針の改正
<p>事業所における合理的配慮の提供の義務化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と連携した周知広報（市町の広報誌等への掲載等） ・商工、交通、医療、教育等各業界団体を通じた周知広報の実施 ・民間事業者や業界団体に対する研修（6団体計8回） ・県民だより（R4. 8、R5. 12）、障害者週間（12/3～12/9）を活用した広報
<p>新たに相談の解決を図ることができるよう人材の育成確保について明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の研修（障害者虐待防止・権利擁護研修）における当事者による講義の実施 ・（今後）市町の差別解消相談窓口担当者等を対象とした研修会の開催
<p>新たに差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供を図ることについて明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町等に寄せられた相談件数、主な事例の公表（県ホームページ、記者提供） ・（今後）障害を理由とする差別解消推進県民会議の内容を再検討（情報収集、整理、提供の場として活用）

- 5 障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応要領等の改定について
- ・国の職員対応要領が改定されたことを受け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領及び障害を理由とする差別の解消に関する静岡県職員対応マニュアルを改定する。



<主な職員対応要領の改定の内容>

該当箇所	項目	内容
第2条	「障害者」の対象範囲を明記	<u>高次脳機能障害、難病等により起因する障害を含むことを明記</u>
第7条	研修内容を明記	「必要な研修を行う」を、「 <u>法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修を行う</u> 」に変更

※その他、国職員対応要領の変更に準じて、職員対応マニュアルに社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる差別も、「不当な差別的取扱い」に該当する旨や、「合理的配慮の提供義務違反に該当すると」考えられる例や、「合理的配慮の提供義務違反に反しない」と考えられる例等を追記した。